

物品供給契約書（長期継続契約）

1 契約件名 習志野市役所で使用する電力

2 契約金額(単価)

[常時電力]

基本料金単価 円／kW

電力量料金単価 夏季 円／kWh

その他季 円／kWh

[予備電力]

基本料金単価 円／kW

[自家発補給電力]

基本料金単価（不使用月） 円／kW

上記契約金額は消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等相当額」という。）を含むものとする。

3 納入期間 令和 年 月 日午前0時から令和 年 月 日午後12時まで

4 納入場所 仕様書のとおり

5 契約保証金 免除

6 納入物品 別紙のとおり

発注者及び受注者は、上記事項及び裏面の条項により契約を締結するものとし、この契約書2通を作成して、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	所在地又は住所	千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
	商号又は名称	習志野市
	代表者名又は氏名	市長 宮 本 泰 介

受注者	所在地又は住所	
	商号又は名称	Ⓜ
	代表者名又は氏名	

(総 則)

第1条 受注者は、表記の契約内容により契約物品(以下「目的物」という。)を発注者に納入しなければならない。

2 受注者は、この契約書に明示されていない事項であっても目的物の供給上、当然必要なことについては、発注者の指示に従い受注者の負担で行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約に生ずる権利または義務をいかなる方法をもってするを問わず第三者に譲渡し、承継させ、もしくは担保に供し、または目的物の供給を一括して第三者に請負わせ、もしくは委任することができない。ただし、特別の必要があつて発注者の書面による承認を得たとき、若しくは、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(目的物の品質)

第3条 目的物の品質は、見本その他により品質を指示しないとき、またはこれらがなくときは、中等以上のものでなければならない。

(遅延届等)

第4条 受注者は、納入期間内に義務を履行することができなくなったときは、そのつど遅滞なくその理由および遅延日数等を詳記して発注者に届出なければならない。

2 受注者は、天災事変その他やむを得ない理由により、納入期間内に義務を履行することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。この場合において、発注者は、その願出を相当と認めたときは、これを承認することができる。

3 前項の願出は、納入期限内にしなければならない。ただし、発注者が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

(計量及び検査)

第5条 計量日は原則として毎月末日24時とし、受注者は計量日に計量器により記録された値の読みにより資料電力等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第6条 1月の料金は基本料金、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とする。各料金の算出式は以下のとおりとする。また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。なお、当該金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を1月の料金とする。

常時電力基本料金＝契約電力(kW)×契約単価(円/kW)×(185－力率)／100

自家発補給電力基本料金(不使用月)＝契約電力(kW)×契約単価(円/kW)

1月の計量日については、1日午前0時0分の地点で行うものとする。

(代金の支払)

第7条 契約金額は、検査の完了後、受注者の支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払うものとする。

- 2 発注者が受注者の支払請求書を受理した後、その請求書の内容が不当であることを発見したときは、その理由を明示してその請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。
- 3 第1項の支払が遅れた場合は、受注者は発注者に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号、以下「遅延防止法」という。）第8条第1項に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 4 第3項の規定は、検査に合格した目的物の供給部分に対する代金の請求があった場合に準用する。
- 5 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税及び地方消費税額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(違約金)

第8条 受注者は、納入期間内に義務を履行しないときは、延滞日数1日につき、延滞部分に対する代金の1,000分の1に相当する金額（当該金額100円未満の場合を除く。）を違約金として発注者に納付しなければならない。

- 2 前2項の違約金徴収日数の計算には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第9条 発注者は必要があるときは、受注者と協議のうえ契約の内容を変更し、または履行の中止をすることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、目的物の単価により算定し、もし、発注者においてこれによることを不適当と認めるときは、または納入期間を変更する必要があるときは、発注者の相当と認めるところによる。

(催告による解除)

第10条 発注者は、受注者がこの契約の期間内に履行しない場合は、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行が契約及び取引の社会通念上軽微であるときはこの限りでない。

- 2 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

(催告によらない解除)

第11条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、受注者に対する催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者の債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでこの契約の目的を達成できないとき。
- (4) 受注者が債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 受注者が債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、その一部の履行では契約の目的を達することができないとき。
- (6) 受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (7) その他受注者がこの契約に違反したとき。

2 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 発注者は、第1項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認出来ないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

(受注者の解除権)

第12条 発注者がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は履行することができないと認められたときは、受注者はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより受注者が損害を受けたときは、その損害は発注者が負担する。

(協議による解除)

第13条 発注者と受注者が協議し、契約の解除の同意をしたときは契約を解除することができる。

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、不正の行為とみなし、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が

確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行なわれたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行なわれていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行なわれたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第15条 受注者は、この契約に関し前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の1に相当する賠償金に契約金額の支払いの日から当該賠償金の支払いの日までの日数に応じ、遅延防止法第8条第1項に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額の利息を付して支払わなければならない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約金額の変更）

第16条 契約締結後において天災事変等不測の事件に基づく経済情勢の激変によって、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者は、受注者と協議のうえ契約金額を変更することができる。

(相 殺)

第17条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、受注者に対して支払いまたは還付すべき契約代金と相殺することができる。

(特約事項)

第18条 発注者は、翌年度以降において発注者の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合にはこの契約を変更又は解除するものとする。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は発注者と受注者が協議して定める。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めない事項については、民法（明治29年法律第89号）その他の法令及び習志野市財務規則（平成3年規則第25号）の定めるところによるほか、この契約に疑義が生じたときは、双方が協議して定めるものとする。

習志野市契約における暴力団排除措置に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。

(表明確約)

第3条 習志野市と契約を締結する者（以下「受注者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 役員等（個人の場合にあってはその者を、法人の場合にあってはその役員（非常勤を含む。）又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者を、法人以外の団体の場合にあっては、代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者である。
 - (2) 暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者が経営に実質的に関与している。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者を利用するなどしている。
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している。
 - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - (6) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。
- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請契約、資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としないことを確約する。

(暴力団排除に係る解除)

第4条 習志野市は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が前条第1項各号に該当すると認められるとき。
- (2) 下請負人等が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該下請負人等

と契約を締結したと認められるとき。

- 2 受注者が共同企業体又は官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合である場合における前項の規定については、その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、習志野市に対し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として習志野市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 発注者は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

(役員等に関する情報提供)

- 第5条 習志野市は、受注者及び下請負人等が、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者に該当するかを確認するため、必要と認める場合には、受注者に対して、その役員等についての名簿その他の情報の提供を求めることができるものとする。この場合において、受注者はその役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を習志野市に提出しなければならない。
- 2 習志野市は、受注者から提供された情報を管轄の警察署に照会することができるものとする。
 - 3 受注者は、前項の規定により習志野市が管轄の警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

(不当介入に関する通報等)

- 第6条 受注者は、自ら又は下請負人等が、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに習志野市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 受注者又は下請負人等は、前項の場合において、習志野市及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

(不当介入に関する通報等の遵守義務違反)

- 第7条 習志野市は、受注者が前条に違反した場合は、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成18年4月1日施行）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。